

武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針について

このことについて、別紙のとおり策定しましたので、お知らせします。

武蔵村山市
家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針

令和2年2月
武蔵村山市

— 目 次 —

第1章	家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に係る考え方について	1
1	家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入の背景	1
(1)	国の動向	
(2)	東京都・多摩地域の動向	
(3)	武蔵村山市における経過	
(4)	武蔵村山市の現状と課題	
ア	武蔵村山市のごみ量	
イ	資源化の推進	
ウ	適正処理の推進	
エ	中間処理・最終処分に関する課題	
(5)	家庭ごみ有料化導入自治体の状況と効果	
ア	導入状況	
イ	ごみ減量効果	
2	家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の考え方	5
(1)	基本的な考え方	
(2)	導入の目的	
3	位置付け	6
4	実施の時期	6
第2章	実施計画の策定について	7
1	策定の時期	7
2	計画の内容について	7
3	計画策定体制について	7
4	留意事項	7
5	スケジュール概要	8
資料		9

第1章 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に係る考え方について

1 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入の背景

(1) 国の動向

国は、高度成長期からの廃棄物の急増やそれに伴う最終処分場の不足等の問題を抱える大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会の形成を推進するため、平成12年6月に、「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）を制定しました。

循環基本法では、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減されるという循環型社会の姿を明示するとともに、循環資源の処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を基本原則として定めています。

さらに、同法では、廃棄物を排出する国民や事業者が廃棄物処理やリサイクルに対して責任を持つ「排出者責任」と、生産者が自分の製品について製造・設計から使用後の処理まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を原則として示しています。

環境省では、平成17年5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。

この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国の方針として家庭ごみ有料化を推進することが明確化されています。

また、環境省は、市町村が有料化の導入または見直しを実施する際に、参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、市町村の有料化導入に向けた支援を行っています。

さらに、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs（エスディージーズ）」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標を設定し、その目標達成のために「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことを掲げるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっています。

(2) 東京都・多摩地域の動向

東京都市長会は、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して、平成13年に政策提言「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして 一家庭ごみの有料化について一」を策定しました。

こちらでは、循環型社会の形成推進に当たって、市民がごみの排出者としての責任を持ち、減量・リサイクルに努力するシステムとして、家庭ごみの有料化を挙げ、平成15年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進めると提言しています。

東京都は、平成28年に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、資源ロスの削減に向けた施策として、「家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく」としています。

多摩地域の25市1町から搬入される廃棄物の最終処分を行う東京たま広域資源循環組合では、「第5次廃棄物減容（量）化基本計画」において、「ごみ減量に係る各種施策の中でも、ごみ有料化は減量効果が高い施策である」としています。

このような背景から、多摩地域では、26市中、武蔵村山市を除く25市が、既に家庭ごみの有料化を実施しています。

(3) 武蔵村山市における経過

昭和40年、本市（当時：村山町）は、家庭ごみの収集を開始し、昭和47年には、収集拠点としてごみボックスを市内約1,000箇所に設置しました。

しかしながら、高度成長期に伴うごみの増加から、最終処分地の不足やごみ投棄のモラルの低下が顕在化してきました。そこで、本市は、ごみの減量や適正排出の推進に向け、平成7年にごみボックスの撤去を行い、約20%のごみ減量を達成しました。

本市は、更なるごみの減量施策として、家庭ごみの有料化に係る検討を開始し、平成30年に策定した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」では、「平成34年度（令和4年度）を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指す」としています。

(4) 武蔵村山市の現状と課題

ア 武蔵村山市のごみ量

本市におけるごみの量は、市民及び事業者の皆様の協力により、近年、減量傾向にあります。

しかしながら、平成30年度の市民1人1日当たりのごみ量を比較すると、多摩地域26市の中で、3番目に多いという状況です。（別添資料1）

最も少ない府中市と比較すると、1日につき133.2g、多摩地域の平均と比較しても、1日につき74.0gのごみを武蔵村山市民一人一人が多く捨てているという計算となります。

イ 資源化の推進

平成28年度に行った家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみとして排出されたものの中に、資源としてリサイクルができる雑紙（ざつがみ）が5.2%、軽く水ですすぐなど、少しの手間をかければ資源として回収できる容器包装プラスチックが3.4%含まれるなど、合せて13.0%の資源物が可燃ごみとして排出されていました。（別添資料2）

また、不燃ごみとして排出されたごみの中にもリサイクルができる容器包装プラスチックが3.8%含まれるなど、合せて10.5%の資源物が不燃ごみとして排出されていました。（別添資料2）

これらは本来、資源として収集すべきものであり、分別の徹底や資源化の推進が課題となっています。

ウ 適正処理の推進

平成28年度に行った市民アンケート調査によると、約4割の方が、普段利用している集積所について「特に問題がない」と感じていますが、その一方で、約3割の方が「分別ルールを守らない人がいる」と感じています。

ごみ・資源の分別の徹底、出す日や時間といったルールを守るなど、ごみを出す人が自分の出すごみに責任を持ち、取り組む必要があります。

また、収集回数については、現在、容器包装プラスチック・ペットボトルは、月3回、収集を行っていますが、収集回数を「増やしてほしい」という意見が、「減らしてもよい」を上回っています。収集品目や収集頻度について、市民の利便性や費用を踏まえ検討する必要があります。

エ 中間処理・最終処分に関する課題

本市から排出されるごみ（可燃・不燃・粗大）の中間処理は、東大和市、小平市を含めた3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っています。

小平・村山・大和衛生組合では、現在、施設の老朽化に伴う更新を順次進めていますが、施設の建設時には、ごみの焼却処理が一部困難となることから、近隣の処理施設に支援を依頼する予定です。

また、（仮称）新ごみ焼却施設については、施設の周辺地域や環境に配慮するため、これまでの処理能力（360t/日）よりもコンパクトな規模（236t/日）を予定しています。

広域支援時の支援先の住民の理解を得るためにも、また、施設更新後の処理能力に対応するためにも、更なるごみの減量が必要となっています。

さらに、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った焼却灰は、東京たま広域資源循環組合（日の出町）に搬入しています。なお、不燃残さについては、平成30年度から埋め立てを行わず、民間委託により再資源化を図っています。

本市の搬入量は、「廃棄物減容（量）化基本計画」で定められた搬入配分量を上回っているため、超過金を課せられている状況です。ごみの最終処分を地域外に依存していることも考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量することが必要です。

(5) 家庭ごみ有料化実施自治体の状況と効果

ア 導入状況

全国では、半数を超える63.9%の自治体が、既に家庭ごみの有料化を実施しています。

なお、多摩地域の26市では、本市を除く25市が家庭ごみの有料化を実施しています。

表 全国及び東京都内自治体の家庭ごみ有料化実施状況(平成31年10月現在)

	全国			東京都		
	自治体数	有料化済	実施率(%)	自治体数	有料化済	実施率(%)
市区	815	474	58.2	49 (26)	25 (25)	51.2 (96.2)
町	743	519	69.9	5	4	80.0
村	183	120	65.6	8	0	0.0
合計	1741	1113	63.9	62	29	46.8

※ 東京都「市区」の括弧内は、多摩地域26市の状況

(出典)山谷修作氏「全国区市町村の有料化実施状況(2019年10月現在)」を基に加工

表 多摩地域26市の家庭ごみ有料化実施時期

有料化実施時期	自治体名
平成10年	青梅市(10月)
平成12年	日野市(10月)
平成13年	清瀬市(6月)
平成14年	昭島市、福生市(4月)、東村山市、羽村市(10月)
平成16年	調布市(4月)、八王子市、武蔵野市、稲城市、あきる野市(10月)
平成17年	小金井市(8月)、町田市、狛江市(10月)
平成20年	西東京市(1月)、多摩市(4月)
平成21年	三鷹市(10月)
平成22年	府中市(2月)
平成25年	国分寺市(6月)、立川市(11月)
平成26年	東大和市(10月)
平成29年	国立市(9月)、東久留米市(10月)
平成31年	小平市(4月)
未実施	武蔵村山市

イ ごみ減量効果

平成12年以降に家庭ごみ有料化の導入を行った全国155自治体の導入前年度及び導入翌年度の家庭ごみ排出量を比較すると、約12%のごみ減量効果が得られています。

また、導入後1年以上が経過している多摩地域の24市においても、家庭ごみ有料化の導入により、約12%のごみ減量効果が得られ、導入5年後及び導入10年後もごみ減量効果が持続しています。(次図及び別添資料3)

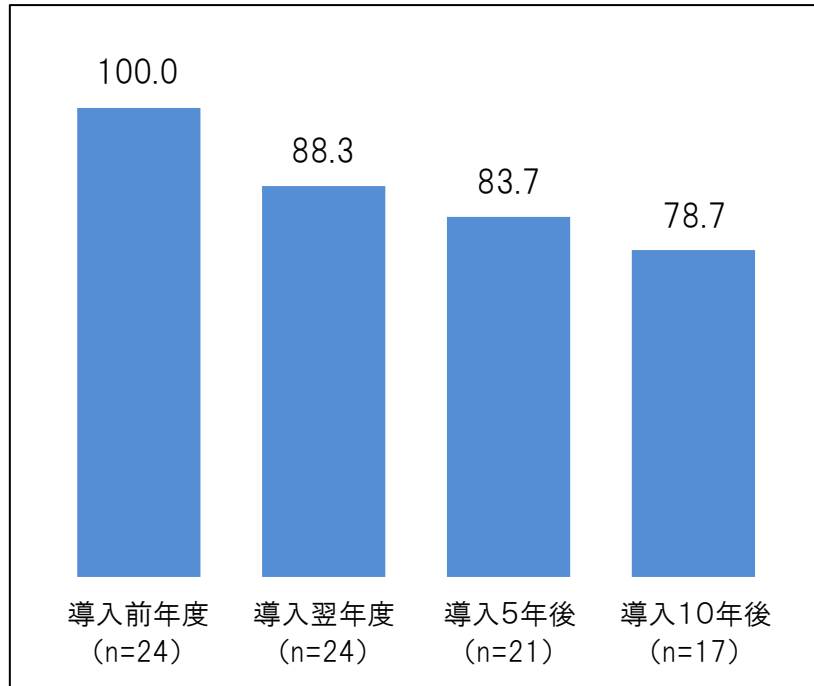


図 多摩地域家庭ごみ有料化導入市のごみ減量効果
(導入前年度を 100 としたときの割合)

2 家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の考え方

(1) 基本的な考え方

本市では、一般廃棄物処理基本計画を策定し、「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の基本理念の下、様々な施策に取り組んでいますが、この間も地球温暖化などの世界規模の環境問題が深刻化しています。国内においてもごみの減量・発生抑制や再使用の必要性が高まるとともに、排出者責任及び拡大生産者責任を踏まえた取組が求められるなど、ごみ処理を取り巻く社会情勢は変化を続けています。

これは本市においても例外ではなく、加えて本市では、最終処分場への搬入量の減容及び中間処理施設の更新に向け、更なるごみの減量を推進していく必要があります。

家庭ごみの有料化は、国や東京都などが推進を図るべき施策として位置付けており、既に導入している自治体での減量効果も認められることから、他の減量施策と並行し、更なるごみ減量に対する有効な施策の一つとして本市も実施し、循環型社会の形成を推進します。

また、家庭ごみ有料化の導入に当たっては、ごみ出しのルールを守るなど、市民一人一人がごみの排出者として、より一層の意識の向上が必要です。ごみの減量や資源化に対する意識を向上し、排出者責任を明確にするためにも、家庭ごみ有料化の導入と併せて戸別収集を実施することとします。

なお、戸別収集の実施に当たっては、集合住宅への対応についても併せて検討することとします。

(2) 導入の目的

次に掲げる4つの目的の下、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を推進します。

① 良好な環境の次世代への継承

高度成長期の発展は、わたしたちに便利で快適な暮らしを与える一方、限りある資源の大量消費や過剰な採取による自然破壊、温室効果ガスの排出による地球温暖化など、様々な環境問題を引き起こし、今や国際的にも大きな課題となっています。良好な環境を次世代に引き継ぎ、将来の負担を軽減するためにも、子どもから高齢者まで、ごみを出す一人一人がより一層意識を高め、環境に負荷を与えないライフスタイルの実現に取り組むことが求められます。

② ごみの減量及び資源化の推進

家庭ごみの有料化及び戸別収集がきっかけとなり、市民のごみに関する意識が高まることで、生ごみの減量やマイバックの利用など、3つのR（リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））が推進されるとともに、可燃ごみや不燃ごみに混ざっている資源物が正しく分別されるなど、リサイクル（資源化）のより一層の推進が期待できます。

③ 排出量に応じた負担の公平性の確保

現在の制度は、すべて税金でごみ処理に関する経費を負担しています。このため、ごみの減量や分別の努力をしても、その努力が報われない状況です。家庭ごみの有料化により、排出量に応じた負担となり、ごみの減量や分別に対する努力が報われるなど、公平性が確保されます。

④ ごみに対する意識の向上

ごみの集積所は、基本的に利用する住民の方々及管理していますが、「分別がされていないごみが捨てられる」、「集積所の利用者ではない人がごみを捨てている」など、ごみ排出のルールが守られていないことにより、集積所の利用者や周辺の方への迷惑が生じる問題が起きています。そこで、ごみ収集を集積所方式から戸別収集方式に変更し、排出者責任を明確にすることにより、各自がごみの減量や資源化を意識し、今まで以上に自らが排出するごみに責任を持つことができると考えます。

3 位置付け

「家庭ごみの有料化の導入」及び「戸別収集の検討」については、武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画に位置付けられており、実施に当たっては、武蔵村山市長期総合計画及び武蔵村山市環境基本計画との整合を図ります。

また、具体的な実施方法等については、本方針に基づき、実施計画を策定し、取り組むこととします。

4 実施の時期

家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施時期については、令和4年度とします。

第2章 実施計画の策定について

実施計画の策定に当たっては、市民への影響も大きいことから、十分な周知のもと、意見を広く取り入れ、問題意識の共有を図りながら、以下の項目等について整理し、策定します。

1 策定の時期

家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた実施計画は、令和3年9月を目途に策定します。

2 計画の内容について

- (1) 家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施時期
- (2) 有料化の対象範囲
- (3) 手数料負担の仕組み
- (4) 有料化及び戸別収集による経費
- (5) 減免措置
- (6) 収集体制
- (7) 周知方法
- (8) 関連して充実する施策
- (9) 拡大生産者責任を踏まえた取組の推進 など

3 計画策定体制について

- (1) 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
実施計画（案）の内容について、意見を踏まえ、答申をいただきます。
- (2) 市民からの意見・要望の収集
実施計画（素案）を作成し、市報やホームページ等により広く公表し、市民意見公募（パブリックコメント）及び市民説明会を開催します。
- (3) 庁内体制
家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に係る事務は、協働推進部ごみ対策課が行い、円滑な移行を図るため、庁内委員会を設置し、関係各課との調整を図ります。

4 留意事項

- (1) 市議会への説明
パブリックコメントの実施など、実施計画の策定の際には、適宜、市議会への説明を行います。
- (2) 情報の公開
進捗に応じて、適宜、ホームページなどで情報を公開します。

5 スケジュール概要

		審議会	市民参加
令和2年	4月	審議会①:実施計画(素案)	市民説明会(基本方針等)
	5月		
	6月	審議会②:実施計画(素案)	
	7月		
	8月		
	9月	審議会③:実施計画(素案)	
	10月		
	11月		
12月		パブリックコメント	
令和3年	1月	審議会④:実施計画(案)	
	2月	審議会⑤:答申	
	3月		
	4月		市民説明会(案)
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月	実施計画策定	

資料1

表 多摩地域26市における1人1日当たりの収集量(平成30年度)

自治体名	ごみ量 (g/人日)	順位
府 中 市	520.5	1
東 久 留 米 市	525.8	2
立 川 市	526.7	3
西 東 京 市	539.9	4
東 村 山 市	541.0	5
多 摩 市	543.6	6
日 野 市	547.4	7
町 田 市	548.0	8
東 大 和 市	549.1	9
稲 城 市	552.0	10
清 瀬 市	554.2	11
国 分 寺 市	554.3	12
小 金 井 市	561.6	13
国 立 市	565.6	14
狛 江 市	567.8	15
三 鷹 市	570.8	16
昭 島 市	572.5	17
調 布 市	582.4	18
青 梅 市	589.6	19
八 王 子 市	592.1	20
福 生 市	625.3	21
武 蔵 野 市	627.0	22
羽 村 市	638.7	23
武 蔵 村 山 市	653.7	24
小 平 市	662.1	25
あ き る 野 市	760.5	26
平 均	579.7	

(出典)公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査 2018(平成30)年度統計」を基に加工

表 可燃ごみ、不燃ごみに含まれていた資源物の割合(平成28年度組成分析調査より)

＜可燃性の資源物(紙、布など)＞

品目	可燃ごみ中に含まれていた割合 (%)	不燃ごみ中に含まれていた割合 (%)
新聞紙・折込広告	1.1	0.0
雑誌・書籍	0.6	0.0
段ボール	0.4	0.2
紙パック	0.4	0.0
雑紙(ざつがみ)	5.2	0.3
古布(古着)	1.7	0.7
剪定枝	0.0	0.0
ぬいぐるみ等	0.0	1.2
合計	9.4	2.4

＜プラスチック類＞

品目	可燃ごみ中に含まれていた割合 (%)	不燃ごみ中に含まれていた割合 (%)
ペットボトル	0.0	0.0
発泡スチロール	0.0	0.0
容プラ(リサイクル可)	3.4	3.8
白色トレイ	0.0	0.0
色付きトレイ	0.0	0.0
レジ袋(未使用)	0.2	0.2
合計	3.6	4.1

＜資源物合計＞

種別	可燃ごみ中に含まれていた割合 (%)	不燃ごみ中に含まれていた割合 (%)
可燃性資源物 (紙、布など)	9.4	2.4
不燃性資源物 (缶、びん、金属など)	0.0	2.6
プラスチック (ペットボトルなど)	3.6	4.1
拠点回収品目 (小型家電など)	0.0	1.4
合計	13.0	10.5

注)各割合については、四捨五入をして表示しているため、合計値と一致しない場合があります。

